

青森県報

第二千九百一十号

平成二十年
二月二十九日
(金曜日)

告

示

青森県告示第百二十号

平成十九年十月二十六日青森県告示第七百四十号(中小企業等協同組合法による共済事業を行う組合に係る責任準備金の積立て等)に關し必要な事項等)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「内閣府、財務省、
平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号を平成二十年農林水産省、経

済産業省、国土交通省、国土交通省、環境省

「
務省、厚生労働省、
令第一号に、平成十九年三月二十八日厚生労働省、農林

「
務省、
令第一号を平成二十年二月十二日農林水産省、経済産業省、国土交通

「
省、
令第一号を平成二十年二月二十九日

省、告示第一号に改める。

青森県告示第百二十一号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

中小企業等協同組合法による共済事業を行う組合に係る責任準備金の積立て等に關し必要な事項等の一部改正	(商工政策課)	一
保安林の指定予定	(林政課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	四
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定	(同)	四
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定の解除	(同)	四
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(下北地域局)	四
公 告		
建築士事務所監督処分	(建築住宅課)	五
宅地建物取引業者の免許の取消し	(同)	五
出先機関		
土地改良区の役員退任	(下北地域局)	六
教育委員会		
県有地の売却に係る一般競争入札	(教育施設課)	六
右 同	(同)	七

4	3	2	1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
県 道	県 道	国 道	国 道								
五所川原 浪岡線	青森浪岡線		二八〇号								
青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡五三の一から 青森市浪岡大字浪岡字細田一五〇の一まで	青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡五四の一八から 青森市浪岡大字浪岡字細田一三七の二まで	青森市浪岡大字浦町字奥野二七七の三から 青森市浪岡大字浜田字玉川一三九の二まで	青森市浪岡大字浦町字奥野二八〇の一から 青森市浪岡大字浜田字玉川一三一の三まで	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山一三三の二から 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二まで	東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二二から 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二六の七まで	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山一三三の二から 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二まで	東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二二から 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二六の七まで	前 後	前 後	前 後	前 後
一六・〇〇メートルから 三八・四〇メートルまで	七・五〇メートルから 三〇・〇〇メートルまで	一〇・四〇メートルから 一七・〇〇メートルまで	三・五〇メートルから 八・三五メートルまで	二・四〇メートルから 六・〇〇メートルまで	二・四〇メートルから 六・〇〇メートルまで	二・九〇メートルから 九・〇〇メートルまで	二・三・四〇メートルから 五・〇〇メートルまで	二・二・八〇メートルから 六・二〇メートルまで	二・九〇メートルから 九・〇〇メートルまで	二・三・四〇メートルから 五・〇〇メートルまで	二・二・八〇メートルから 六・二〇メートルまで
一八三・〇〇メートル	六一二・〇〇メートル	七一・〇〇メートル	三八六・二〇メートル	三三五・〇〇メートル	九四〇・〇〇メートル	四二〇・〇〇メートル	九四〇・〇〇メートル	四二〇・〇〇メートル	四二〇・〇〇メートル	四二〇・〇〇メートル	

西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山二六の一から二六の三まで、二六の八
保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢
町役場に備え置いて縦覧に供する。)
青森県告示第百二十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年三月二十八日まで青森県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。
平成二十年二月二十九日
青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年三月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二八〇号	東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二二から東津軽郡今別町大字奥平部字砥石二六の七まで	平成二〇・二・二
国道 一〇三号	青森市大字浜田字玉川一九六の一から青森市大字浜田字玉川一九六の一まで	二〇・三・二
国道 二七九号	上北郡横浜町字吹越五四の六四二から上北郡横浜町字吹越五四の六四三まで	二〇・二・二
県道 横浜六ヶ所線	上北郡横浜町字吹越五四の四から上北郡横浜町字吹越五四の二九五まで	"
国道 四五四号	三戸郡五戸町大字倉石又重字古川代三七の一から三戸郡五戸町大字倉石又重字古川代三七の一まで	"

青森県告示第百二十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 四五四号	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四八の一から三戸郡五戸町大字扇田字扇田八九の一まで
県道 青森環状野内線	青森市大字荒川字柴田一二六の五から青森市大字荒川字柴田一五の一まで

二 指定する年月日

平成二十年四月一日

青森県告示第百二十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定による通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路の指定を次のとおり解除するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 四五四号	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四八の一から三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢五の一まで

二 解除する年月日

平成二十年四月一日

青森県告示第百二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調査の縦覧
加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
田名部	むつ市松原町五番一五号 三井 武則 むつ市田名部町五番一四号 亀田 義彦 むつ市海老川町一六番二四号 坪 政弘
期 間	平成二十年 二月二十九 日から同年 三月十四日 まで
場 所	田名部漁 業協同組 合

公 告

建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次とおり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により公告する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 監督処分をした年月日

平成二十年二月二十日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称

株式会社ハシモトホーム一級建築設計事務所

2 所在地

八戸市類家四丁目五の二

3 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社ハシモトホーム 代表取締役 橋本貞夫

4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

5 登録番号

青森県知事登録第七四三号

三 監督処分の内容

建築士事務所の開鎖三月（平成二十年三月一日から同年五月三十一日まで）

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、平成十九年十二月十日に国土交通大臣から建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）附則第四条第二項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第十条第一項の規定による処分を受け

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次とおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

不動産センター株式会社

二 代表者の氏名

小田川清久

三 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目七の六

四 免許証番号

青森県知事（第一八三七号）

五 取消年月日

平成二十年二月二十日

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年二月二十九日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐々木 肇	むつ市大曲三丁目四の六	平成二〇・二・二四

教 育 委 員 会

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
北津軽郡板柳町大字長野字福岡一四の一	宅地	五〇五・四一平方メートル

二 予定価格

二百八十五万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡板柳町大字長野字福岡一四の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課

北津軽郡板柳町大字太田字西上林四六

青森県立板柳高等学校

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

北津軽郡板柳町大字太田字西上林四六

青森県立板柳高等学校会議室

2 日時

平成二十年三月十二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年三月十二日午前十一時から、北津軽郡板柳町大字長野字福岡一四の一において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

五所川原市若葉一丁目三四の六	所在地	地目	地積
	宅地	三三八・五五平方メートル	

- 二 予定価格

三百九十四万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

五所川原市若葉一丁目三四の六

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

五所川原市大字神山字殊峯一七の六〇二

青森県立梵珠少年自然の家

- 六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市栄町一〇

五所川原合同庁舎三階C会議室

2 日時

平成二十年三月十三日 午後一時三十分

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年三月十三日午前十一時から、五所川原市若葉一丁目三四の六において現場説明を行う。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭